

「防災重点農業ため池に係る防災工事等の推進に
関する特別措置法（ため池工事特措法）」の
施行状況に関する調査結果

令和7年6月
農林水産省農村振興局

1 調査時期、調査対象

農林水産省は、令和7年1月～2月、全ての都道府県及び228市町村に対し、「ため池工事特措法の施行状況等に関するアンケート調査」を実施※注。

※注：調査対象市町村

- ①各都道府県の農業用ため池が多い上位3市町村（138市町村）
- ②上記138市町村以外の、防災重点農業用ため池が多い市町村（92市町村）

石川県能登地方の3市町は、能登半島地震等の影響を踏まえ、調査対象外としている。

※調査対象市町村のうち、秋田県の1市、山形県の1市（R6.7に発生した豪雨災害の影響により回答困難）を除く228市町村に回答いただいた。

（上記①、②の市町村を合わせると、全国の防災重点農業用ため池の7割以上を占める。）

2 調査項目

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 ため池工事特措法に対する評価 | 5 財政上の措置 |
| 2 防災工事等基本指針 | 6 地方債についての配慮 |
| 3 防災工事等推進計画 | 7 防災工事の環境配慮 |
| 4 都道府県の援助 | |

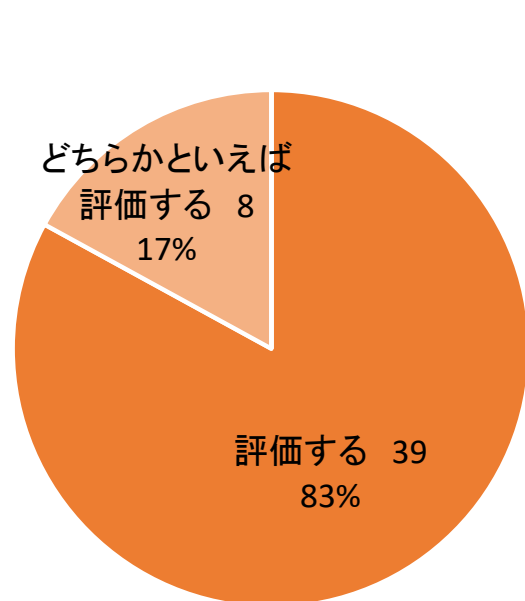
1. ため池工事特措法に対する評価

1 ため池工事特措法に対する評価

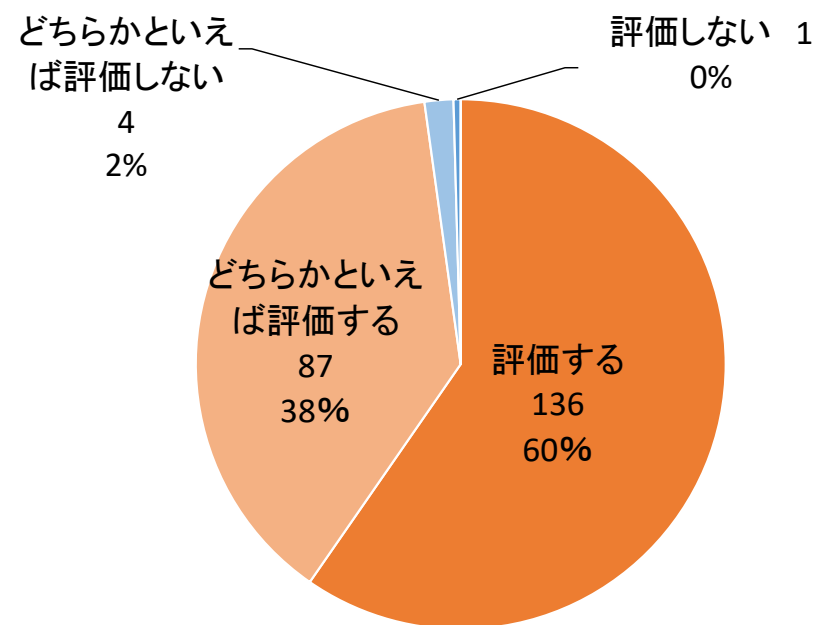
(1) ため池工事特措法が施行されたことに対する評価

- 全ての都道府県、98%の市町村が、ため池工事特措法が施行されたことを「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答。
- 一方、2%の市町村が、「どちらかといえば評価しない」又は「評価しない」と回答。
- 「評価しない」「どちらかといえば評価しない」とした理由は、「ため池工事特措法の施行期間が短い」「劣化状況評価等の結果、対策を要するため池が多く、予算・人員面で全ての防災工事を行うことは不可能」等。

ため池工事特措法が施行されたことを評価するか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

1 ため池工事特措法に対する評価

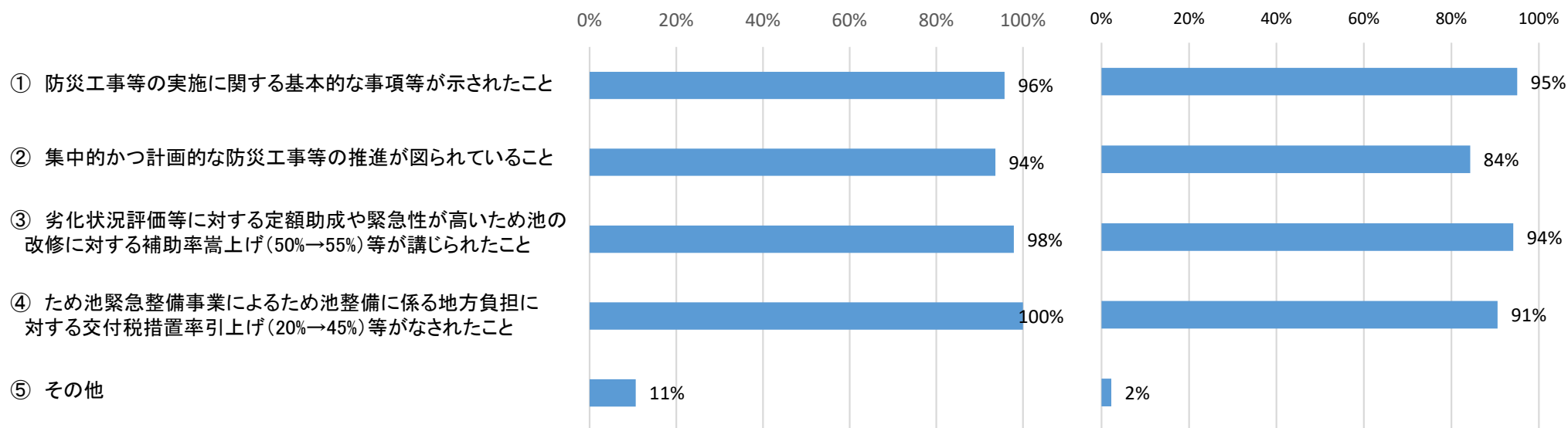
(1) ため池工事特措法が施行されたことに対する評価

- 「評価する」「どちらかといえば評価する」と回答した都道府県、市町村のうち、約9割の都道府県、市町村が、「防災工事等の実施に関する基本的な事項が示されたこと」、「補助事業の補助率・交付税措置率の引き上げ等がなされたこと」を評価。
- その他、「ため池の防災減災対策の必要性が周知され、防災減災対策に取り組みやすくなった」、「県独自にため池施策に取り組んできたが、法律にため池の防災工事の推進が明確に示され、県の取組が後押しされた」、「国の市町村に対する手厚い配慮が伺える」等。

【ため池工事特措法を評価する理由】

【都道府県の回答】

【市町村の回答】



※ため池工事特措法を「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答のあった47都道府県に対する割合(複数回答可)

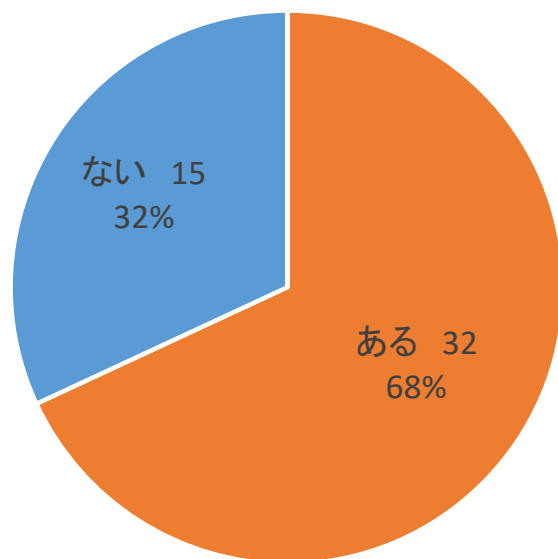
※ため池工事特措法を「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答のあった223市町村に対する割合(複数回答可)

1 ため池工事特措法に対する評価

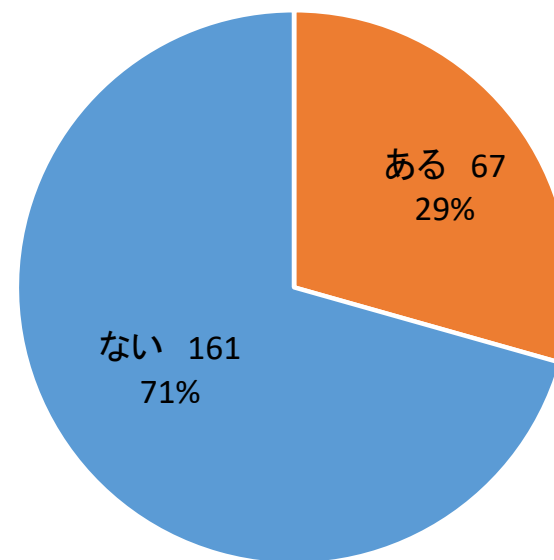
(2) ため池工事特措法に対する要望

- 約7割の都道府県、約3割の市町村が、ため池工事特措法に対する要望が「ある」と回答。
- 最も多い要望は、「ため池工事特措法の施行期間の延長」。
- その他、「交付税措置率の引き上げ期間延長」「更なる財政上の措置」等。

ため池工事特措法に対する要望はあるか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

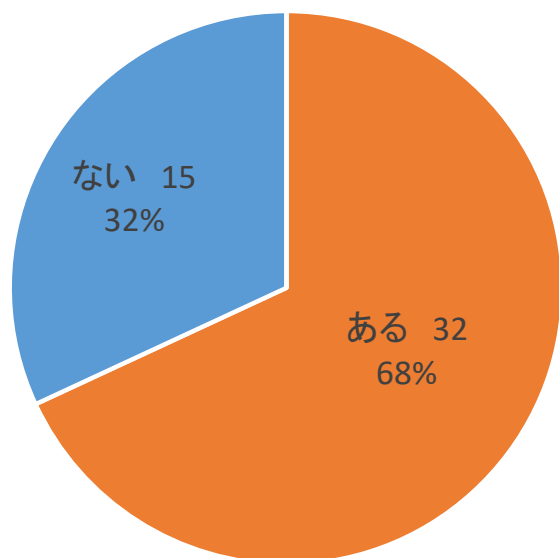
1 ため池工事特措法に対する評価

(3) ため池の防災・減災対策を支援する国の事業に対する要望

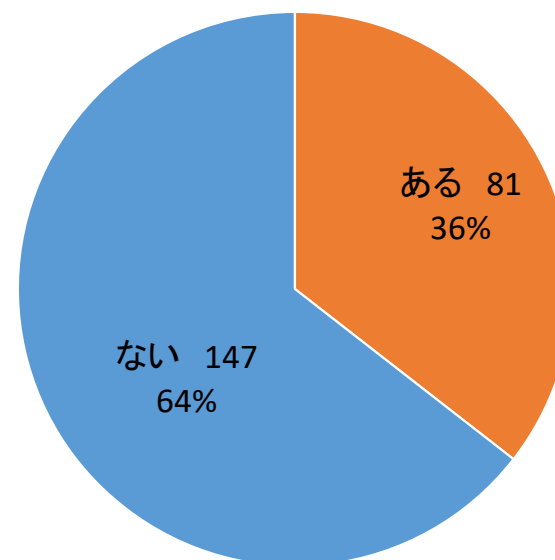
- 約7割の都道府県、約4割の市町村が、国の事業※に対する要望が「ある」と回答。
- 要望の内容は、都道府県、市町村とも「予算の確保」、「財政上の措置」、「事業制度の拡充(防災工事における受益面積要件の引き下げ、廃止工事における定額助成の上限引き上げ)」等。

※農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業

ため池の防災・減災対策を支援する国の事業に対する要望はあるか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



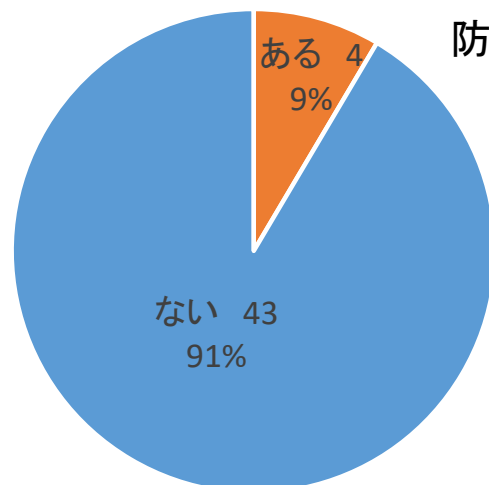
※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

2. 防災工事等基本指針

2 防災工事等基本指針

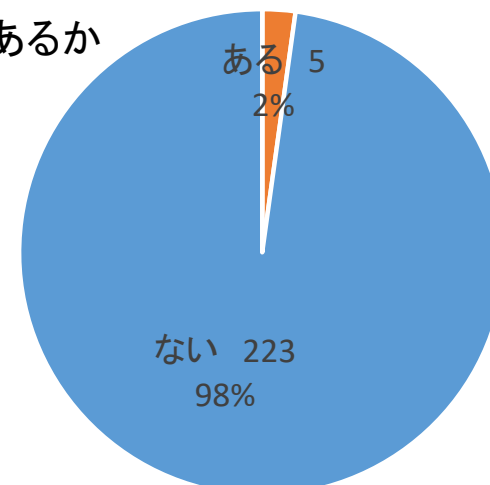
(1) 防災工事等基本指針を改正する必要があるか

- 約9割の都道府県、98%の市町村が、基本指針の改正の必要は「ない」と回答。
- 一方、約1割の都道府県、2%の市町村が、改正の必要が「ある」と回答。
- 「ある」とした理由は、
「決壊の原因は豪雨であり、豪雨対策を最優先に実施するよう改正する必要がある」等。



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

防災工事等基本指針を改正する必要があるか



※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

(基本指針)

第3条 農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 防災工事等の推進に関する基本的な事項
- 二 防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項
- 三 第5条第1項に規定する防災工事等推進計画の策定について指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 劣化状況評価の実施に関する基本的な事項
 - ロ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準その他地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項
 - ハ 防災工事の実施に関する基本的な事項
 - ニ 防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

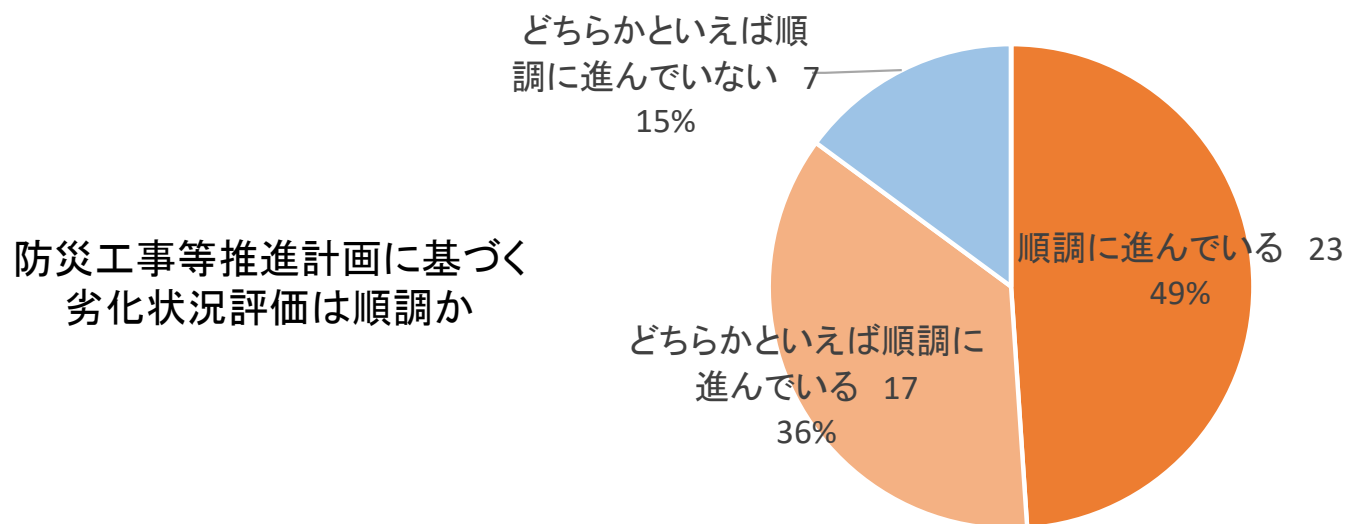
5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

3. 防災工事等推進計画

3 防災工事等推進計画

(1) 防災工事等推進計画に基づく劣化状況評価は順調か

- 85%の都道府県が、防災工事等推進計画に基づく劣化状況評価が「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。
- 一方、15%の都道府県が、「どちらかといえば順調に進んでいない」と回答。
- 「どちらかといえば順調に進んでいない」理由は、「十分な予算が措置できていない」、「行政の技術者が不足している」等。



※該当する都道府県の数、割合（都道府県回答）

(推進計画)

第5条 都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画（以下「**推進計画**」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 防災工事等の推進に関する基本的な方針
- 二 劣化状況評価の実施に関する事項
- 三 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項
- 四 防災工事の実施に関する事項
- 五 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に関し必要な事項

3 都道府県知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、推進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、農林水産大臣に提出しなければならない。

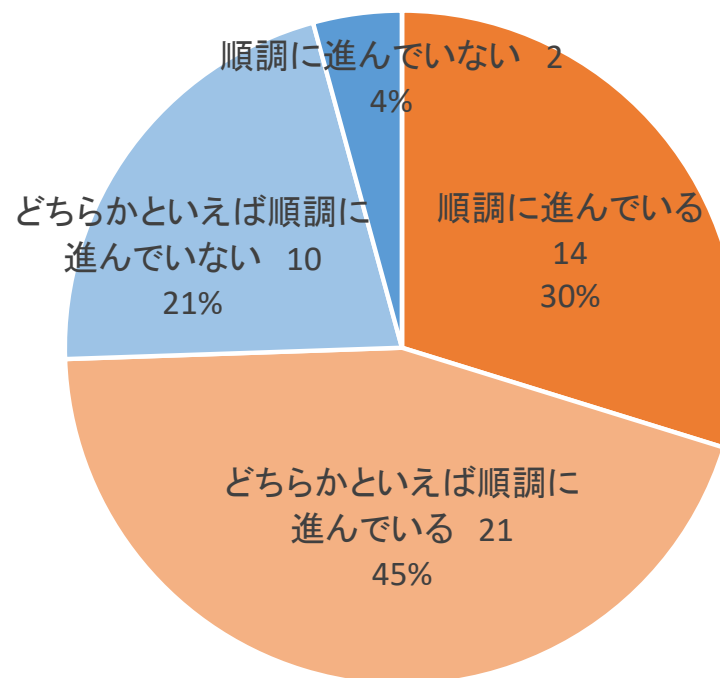
5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

3 防災工事等推進計画

(2) 防災工事等推進計画に基づく地震耐性評価は順調か

- 75%の都道府県が、防災工事等推進計画に基づく地震耐性評価が「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。
- 一方、25%の都道府県が、「どちらかといえば順調に進んでいない」又は「順調に進んでいない」と回答。
- 「どちらかといえば順調に進んでいない」「順調に進んでいない」理由は、「十分な予算が措置できていない」、「行政の技術者が不足している」等。

防災工事等推進計画に基づく地震耐性評価は順調か



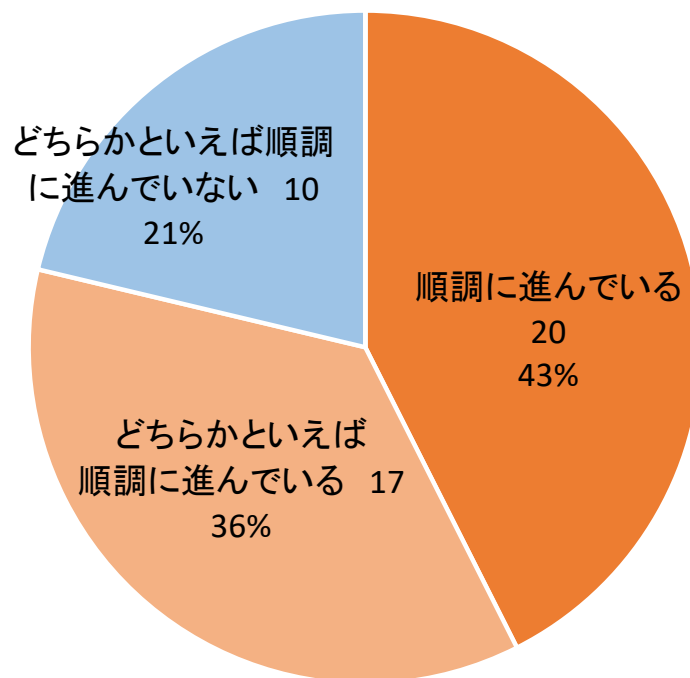
※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

3 防災工事等推進計画

(3) 防災工事等推進計画に基づく豪雨耐性評価は順調か

- 79%の都道府県が、防災工事等推進計画に基づく豪雨耐性評価が「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。
- 一方、21%の都道府県が、「どちらかといえば順調に進んでいない」と回答。
- 「どちらかといえば順調に進んでいない」理由は、「十分な予算が措置できていない」、「行政の技術者が不足している」等。

防災工事等推進計画に基づく豪雨耐性評価は順調か



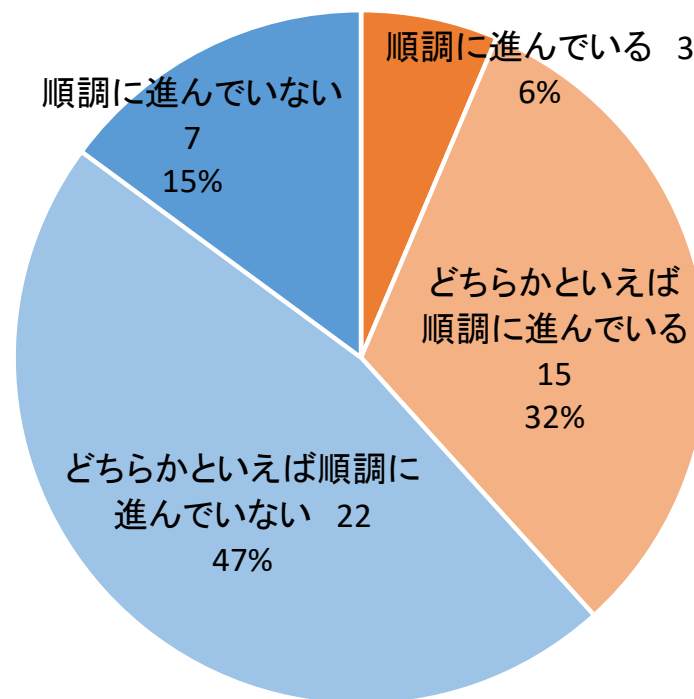
※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

3 防災工事等推進計画

(4) 防災工事等推進計画に基づく防災工事(廃止工事を除く)は順調か

- 約4割の都道府県が、計画に基づく防災工事(廃止工事を除く)が「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。
- 一方、約6割の都道府県が、「どちらかといえば順調に進んでいない」又は「順調に進んでいない」と回答。

防災工事等推進計画に基づく防災工事(廃止工事を除く)は順調か



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

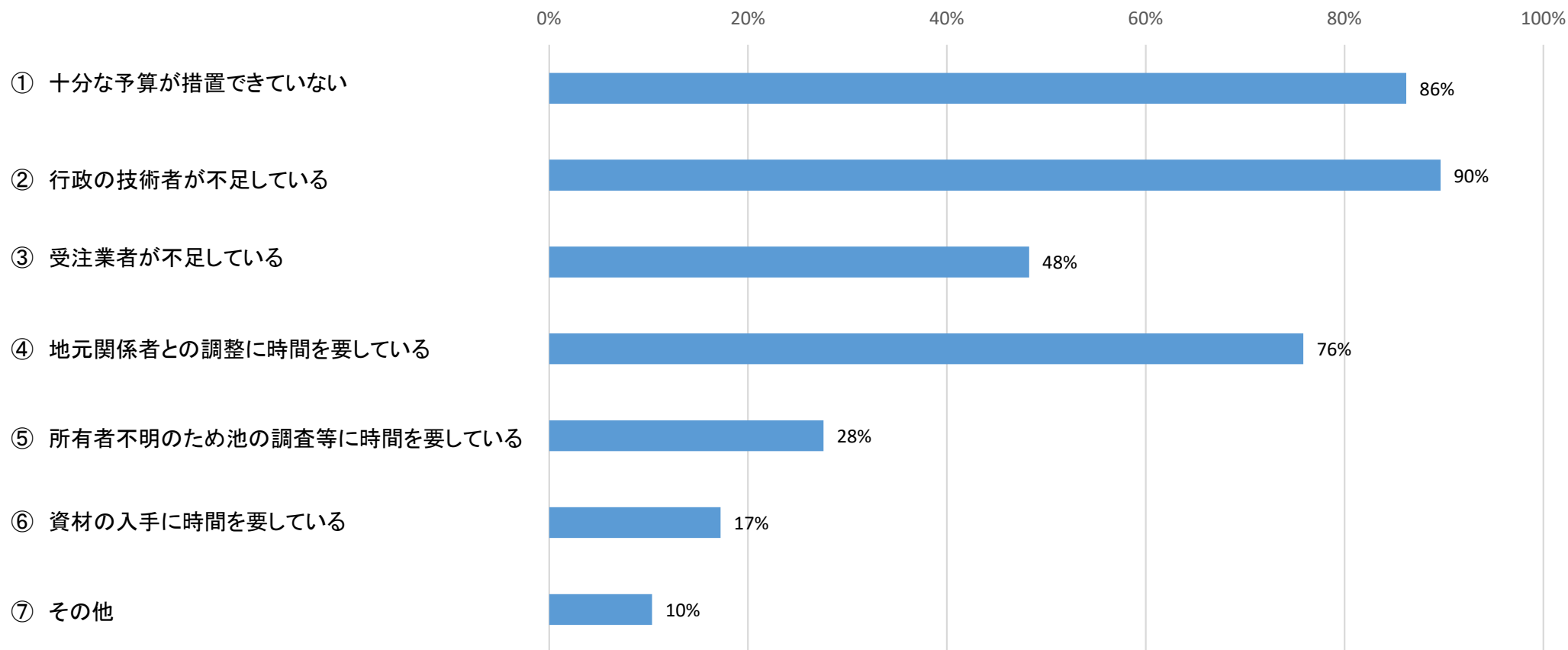
3 防災工事等推進計画

(4) 防災工事等推進計画に基づく防災工事(廃止工事を除く)は順調か

○「どちらかといえば順調に進んでいない」「順調に進んでいない」と回答した理由は、「行政の技術者が不足している」、「十分な予算が措置できていない」、「地元関係者との調整に時間を要している」等。

【防災工事が順調でない理由】

【都道府県の回答】



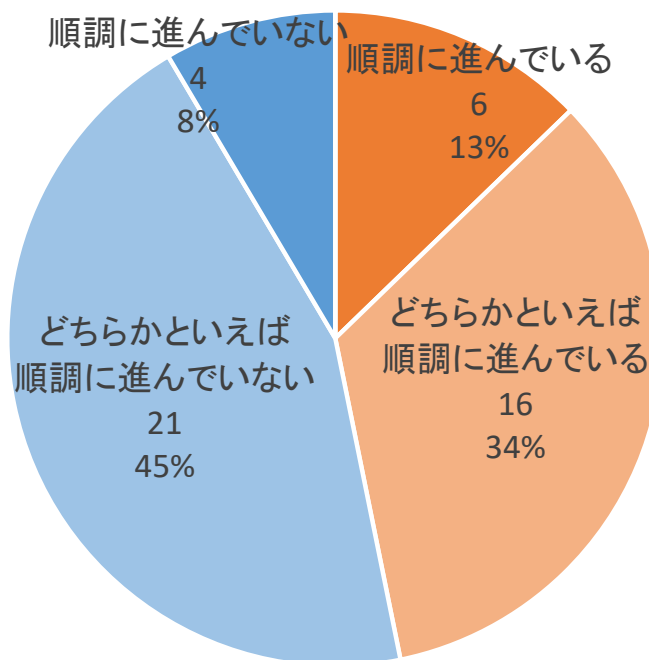
※防災工事等推進計画に基づく防災工事(廃止工事を除く)が「どちらかといえば順調に進んでいない」、「順調に進んでいない」と回答のあった29都道府県に対する割合(複数回答可)

3 防災工事等推進計画

(5) 防災工事等推進計画に基づく廃止工事は順調か

- 約5割の都道府県が、防災工事等推進計画に基づく廃止工事が「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答。
- 一方、約5割の都道府県が、「どちらかといえば順調に進んでいない」又は「順調に進んでいない」と回答。

防災工事等推進計画に基づく廃止工事は順調か



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

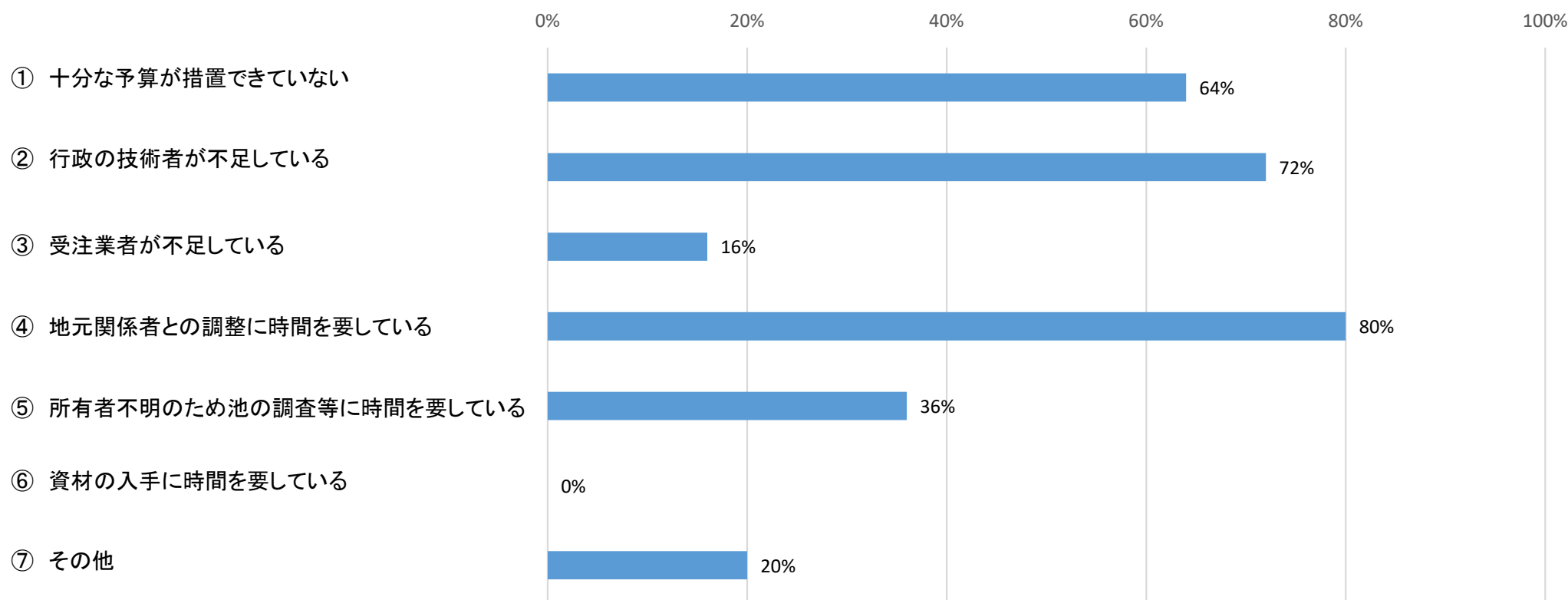
3 防災工事等推進計画

(5) 防災工事等推進計画に基づく廃止工事は順調か

○「どちらかといえば順調に進んでいない」、「順調に進んでいない」理由は、「地元関係者との調整に時間を要している」、「行政の技術者が不足している」、「十分な予算が措置できていない」等。

【廃止工事が順調でない理由】

【都道府県の回答】



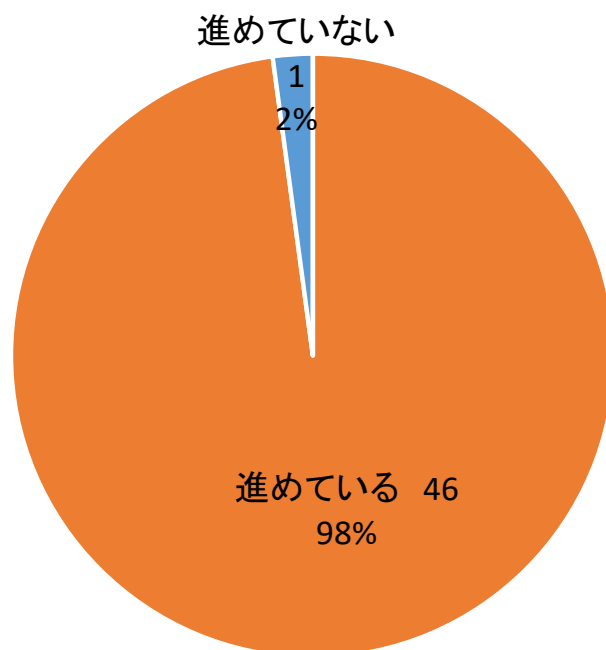
※防災工事等推進計画に基づく廃止工事が「どちらかといえば順調に進んでいない」、「順調に進んでいない」と回答のあった25都道府県に対する割合（複数回答可）

3 防災工事等推進計画

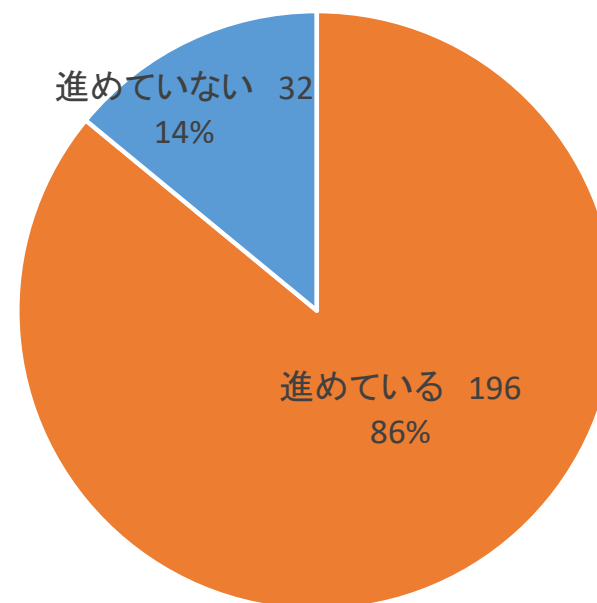
(6) 防災工事(廃止工事を含む)が必要と判断された防災重点農業用ため池の防災工事に着手するまでの間、応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を進めているか

- 98%の都道府県、約9割の市町村が、応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を「進めている」と回答。
- 一方、2%の都道府県、約1割の市町村が「進めていない」と回答。
- 進めていない理由は、「人員不足」、「財源不足」等。

応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を進めているか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

3 防災工事等推進計画

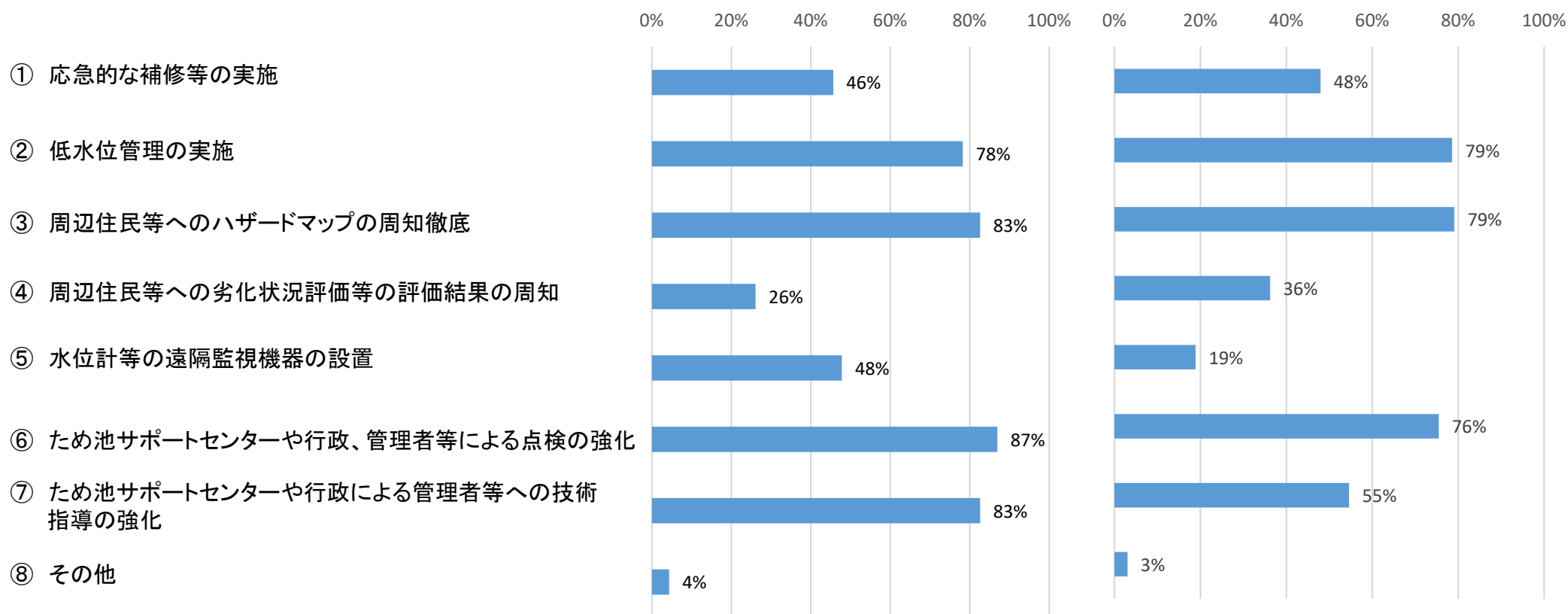
(6) 防災工事(廃止工事を含む)が必要と判断された防災重点農業用ため池の防災工事に着手するまでの間、応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を進めているか

○ 応急対策としての取組内容は、「低水位管理の実施」、「周辺住民等へのハザードマップの周知徹底」、「ため池サポートセンターや行政、管理者等による点検の強化」等。

【応急対策等としての取組内容】

【都道府県の回答】

【市町村の回答】



※ 応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を「進めている」と回答のあった46都道府県に対する割合(複数回答可)

※ 応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を「進めている」と回答のあった196市町村に対する割合(複数回答可)

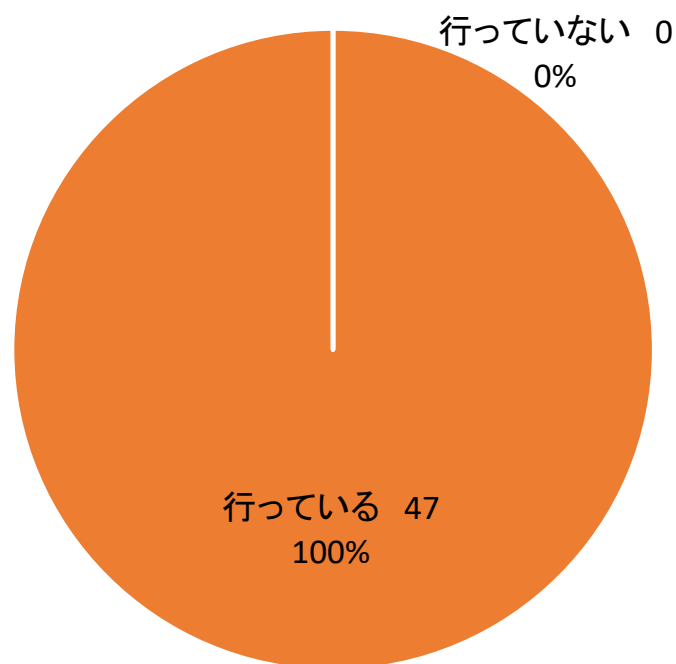
4. 都道府県の援助

4 都道府県の援助

(1) 防災工事等を実施する者に対して、技術的な指導、助言その他の援助を行っているか

○ 全ての都道府県が、防災工事等を実施する者に対し、技術的な指導、助言その他の援助を「行っている」と回答。

技術的な指導、助言その他の援助を行っているか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

(都道府県の援助)

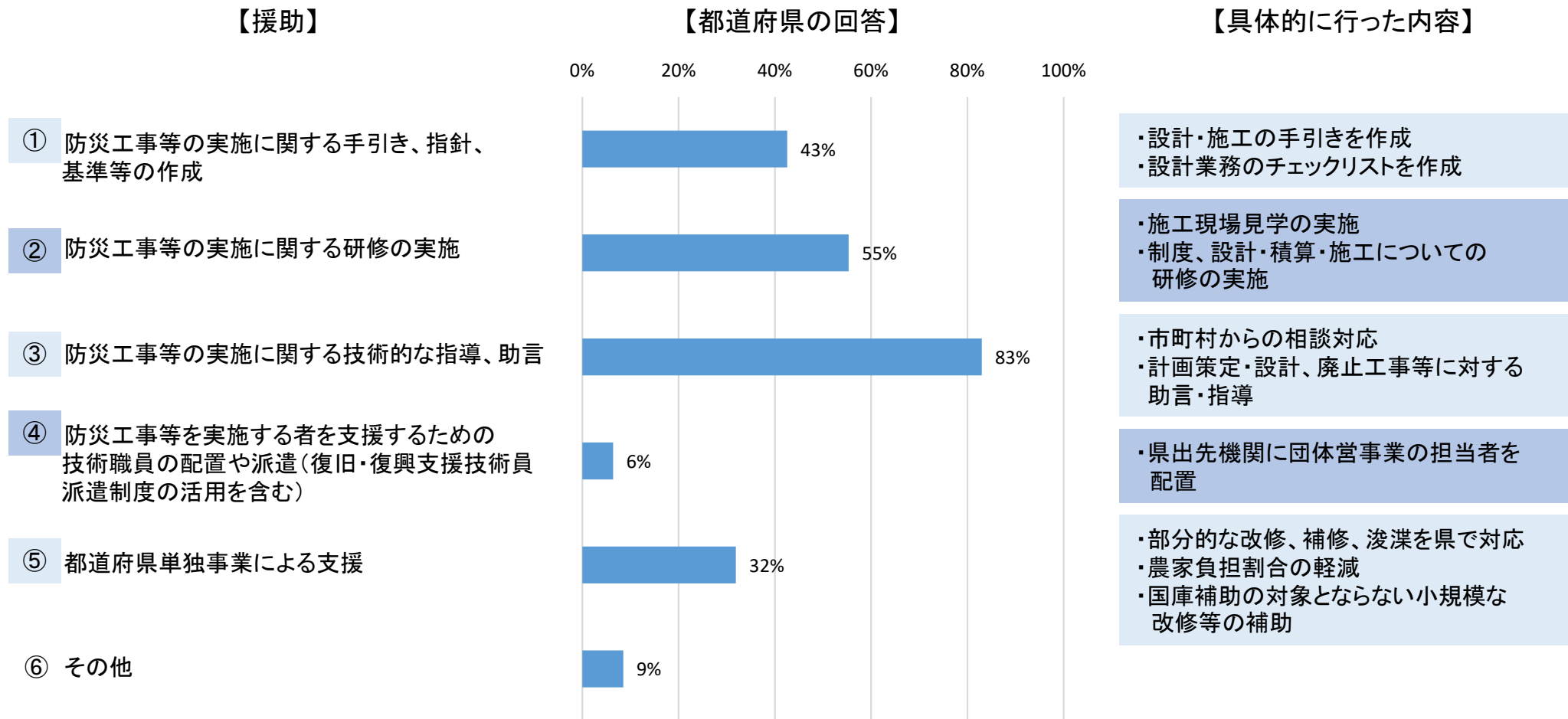
第6条 都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとする。

2 都道府県は、前項の援助に関し必要があると認めるときは、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県の援助

(2) 行った援助の内容

○援助の内容は、援助を行っている都道府県の約8割が「防災工事等の実施に関する技術的な指導、助言」と回答。他には、「防災工事等の実施に関する研修の実施」、「防災工事等の実施に関する手引き、指針、基準等の作成」等。



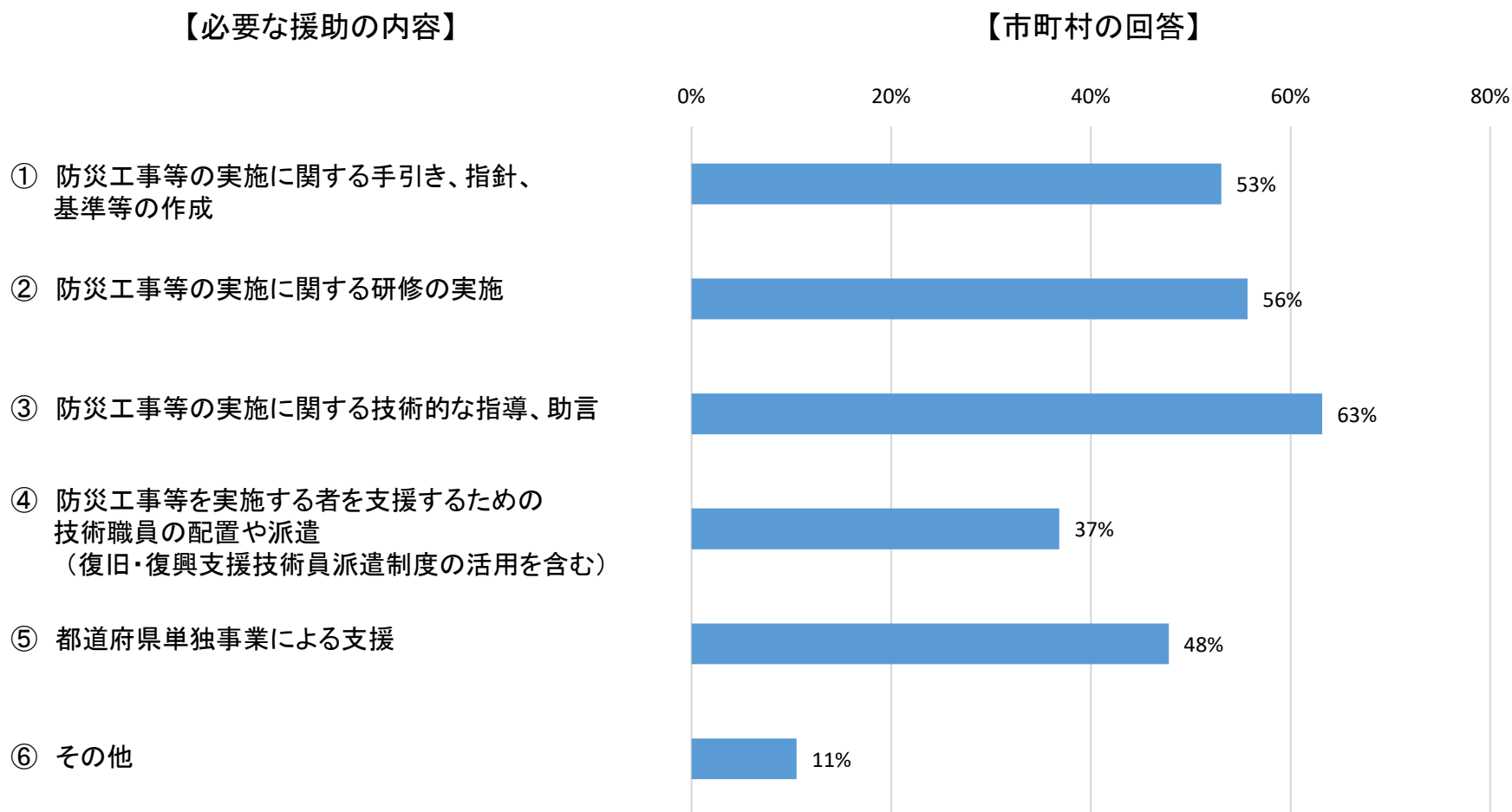
※技術的な指導・助言その他の援助を「行っている」と回答のあった47都道府県に対する割合（複数回答可）

4 都道府県の援助

(2) 都道府県に援助してもらいたい内容

○約6割の市町村が「防災工事等の実施に関する技術的な指導、助言」、「防災工事等の実施に関する研修の実施」と回答。

○その他の回答としては、「財政支援」、「県営での事業実施」、「事例の共有、相談対応」等。



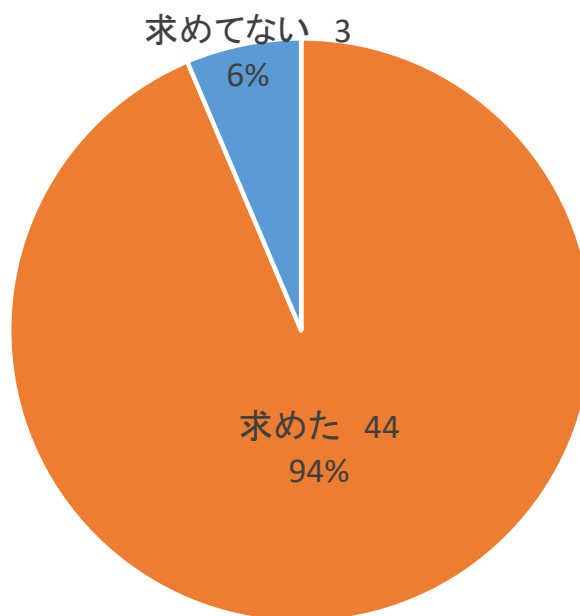
※該当する228市町村に対する割合
(複数回答可)

4 都道府県の援助

(1) 第六条第2項に基づき、土地改良事業団体連合会に協力を求めたか

- 94%の都道府県が、土地改良事業団体連合会に協力を「求めた」と回答。
- 一方、6%の都道府県が、協力を「求めている」と回答。理由は、「協力を求める案件が無い」等。

土地改良事業団体連合会に協力を求めたか

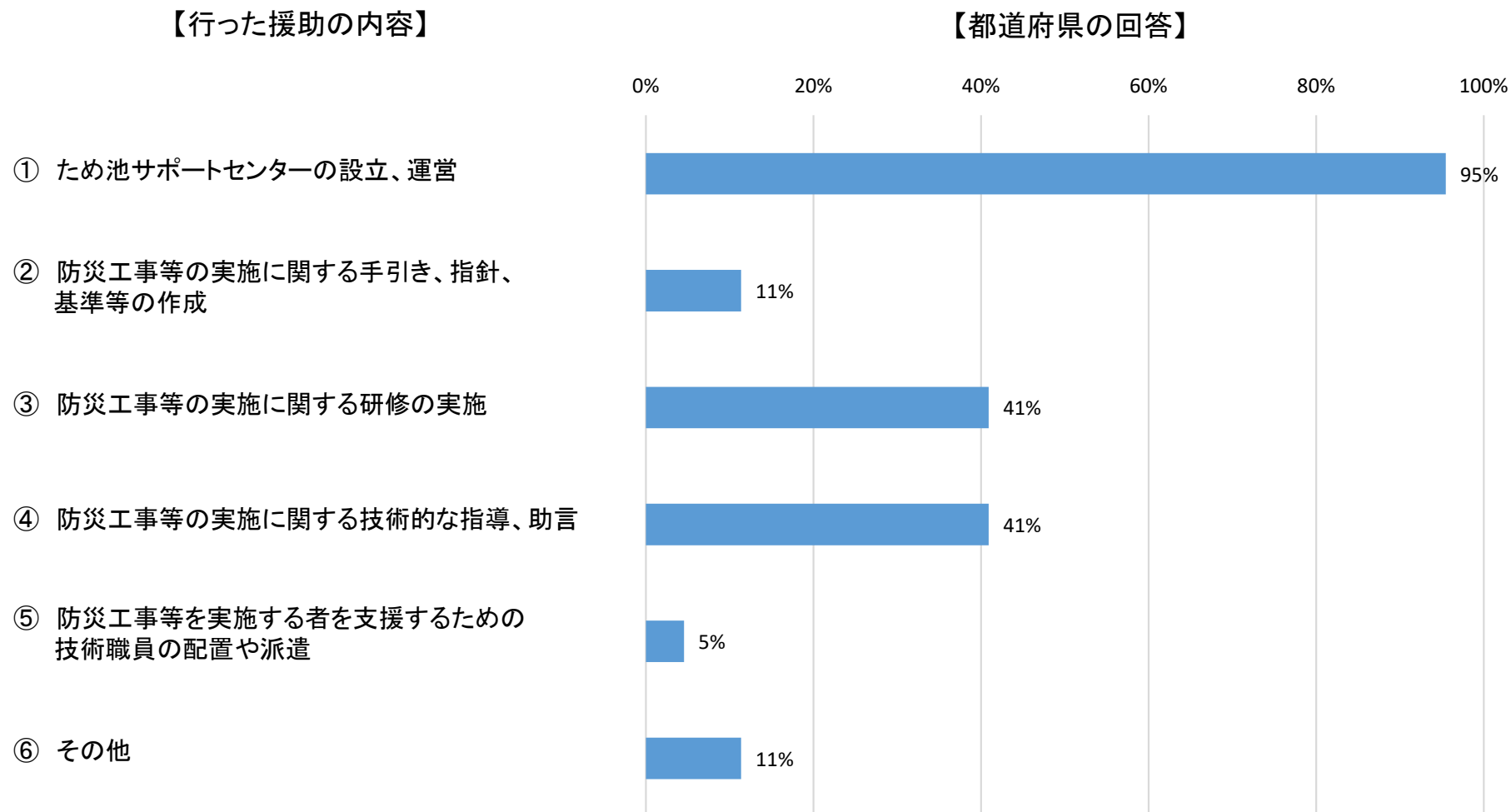


※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

4 都道府県の援助

(2) 土地改良事業団体連合会に協力を求めた内容

○都道府県の9割強が「ため池サポートセンターの設立、運営」と回答。
また、約4割が、「ため池管理者への研修」、「防災工事等の実施に関する技術的な指導、助言」と回答。



※第六条第2項に基づき土地改良事業団体連合会に
協力を「求めた」と回答のあった44都道府県
に対する割合（複数回答可）

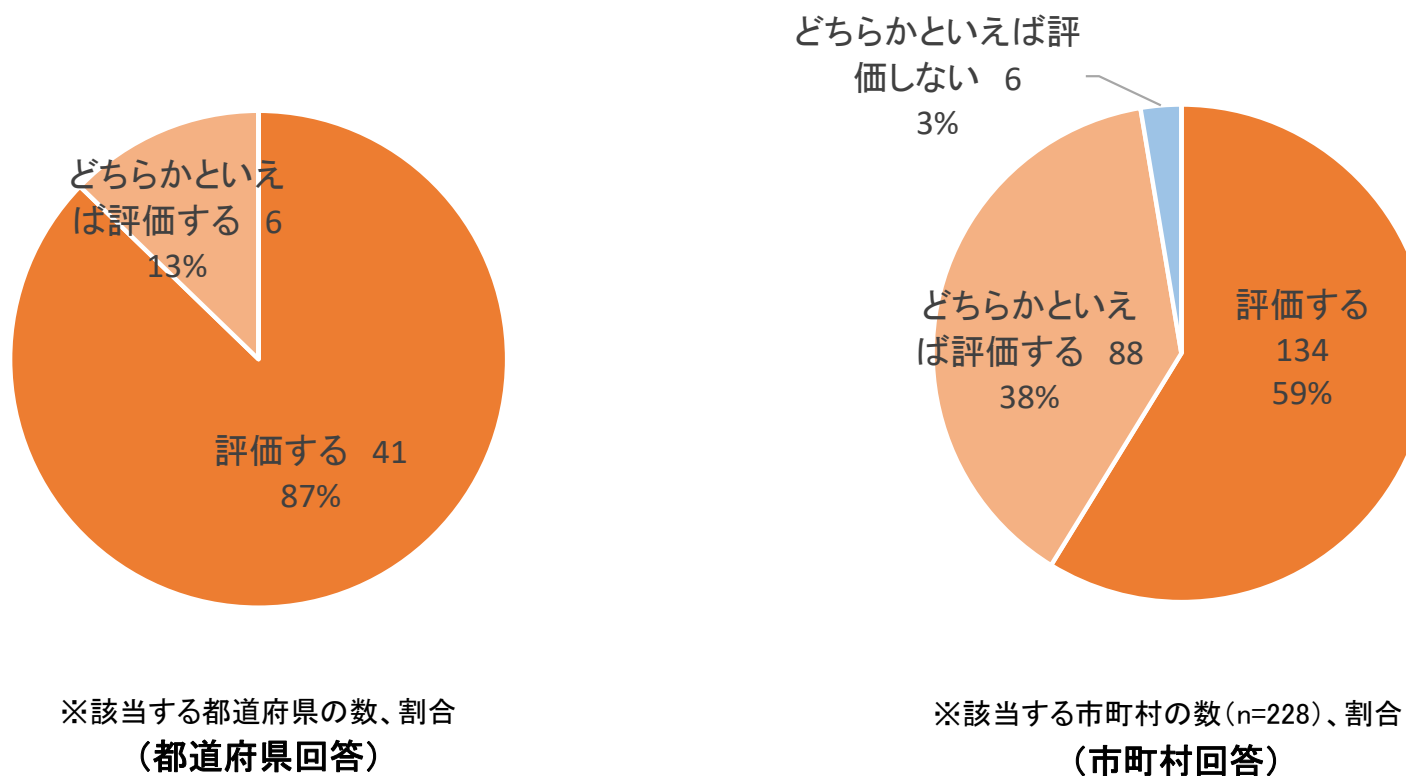
5. 財政上の措置

5 財政上の措置

(1) 財政上の措置に対する評価について

- 全ての都道府県、97%の市町村が、「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答。
- 一方、3%の市町村が「どちらかといえば評価しない」と回答。
回答理由は、「補助率の更なる嵩上げが必要」等。

財政上の措置に対する評価について



(財政上の措置)

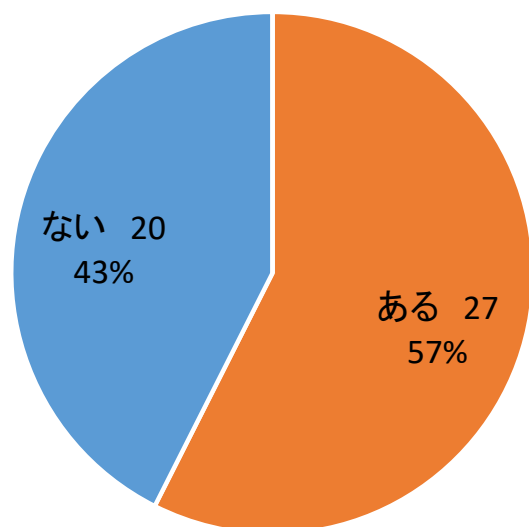
第7条 国は、推進計画に基づく事業及び前条第1項の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

5 財政上の措置

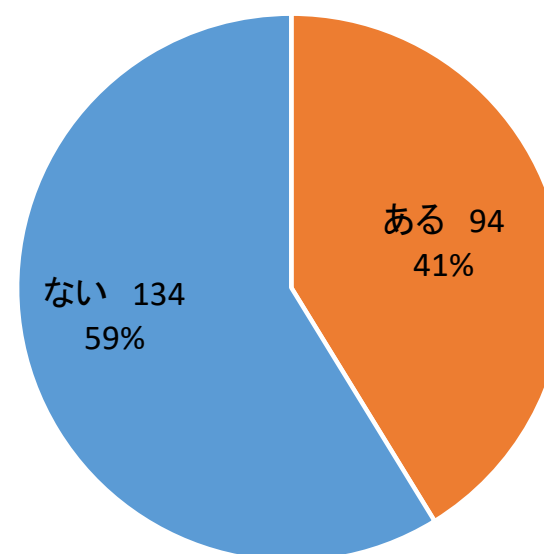
(2) 財政上の措置に対する要望について

- 約6割の都道府県、約4割の市町村が、財政上の措置に対する要望が「ある」と回答。
- 要望が「ある」と回答した都道府県、市町村の要望内容は、「補助率の更なる引き上げ」、「予算の確保」、「財政上の措置の延長」等。

財政上の措置に対する要望について



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

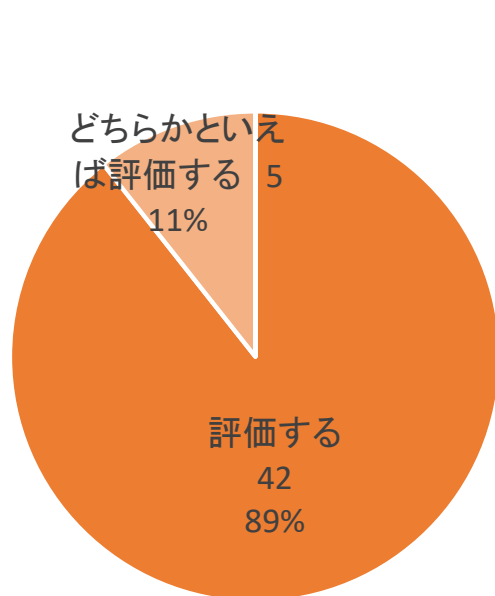
6. 地方債についての配慮

6 地方債についての配慮

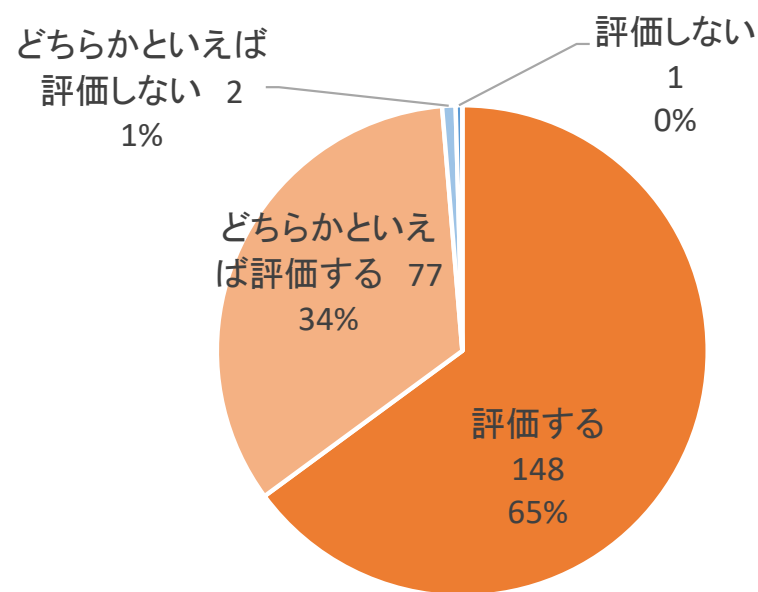
(1) 地方債についての特別の配慮(交付税措置率の引き上げ(20%→45%))に対する評価について

- 全ての都道府県、99%の市町村が、「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答。
- 一方、1%の市町村が「どちらかといえば評価しない」又は「評価しない」と回答。
回答理由は、「不交付団体にメリットがない」、「交付税措置率の引き上げを要望」等。

地方債についての特別の配慮に対する評価について



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

(地方債についての配慮)

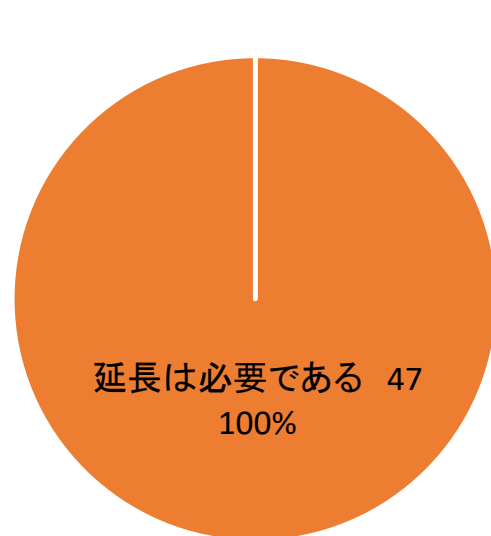
第8条 地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

6 地方債についての配慮

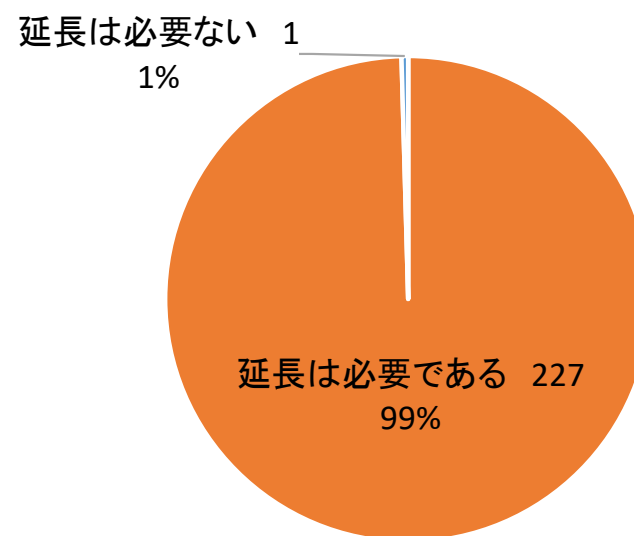
(2) 地方債の特別の配慮期間の延長について(現在、令和7年度までの措置)

- 全ての都道府県、99%の市町村が、地方債の「延長は必要である」と回答。
回答理由は、「R8年度以降も工事実施予定」、「財政負担軽減」等。
- 一方、1%の市町村が、地方債の「延長は必要ない」と回答。
回答理由は、「不交付団体にメリットがない」。

地方債についての特別の配慮期間の延長について



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



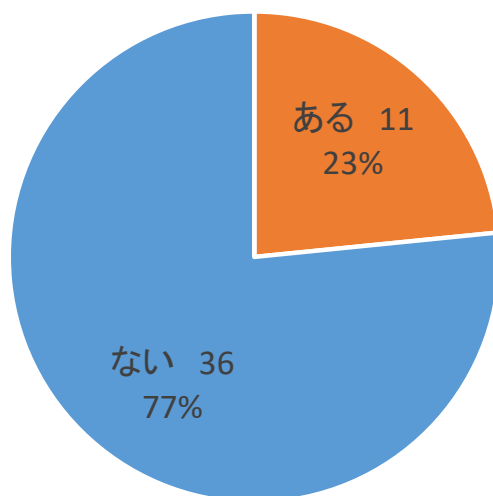
※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

6 地方債についての配慮

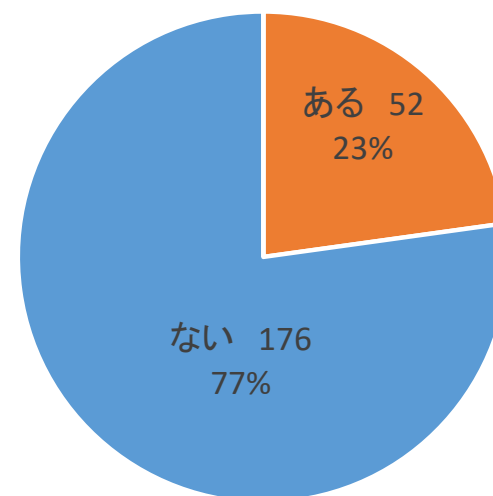
(3) 地方債の特別の配慮期間の延長以外の要望について

- 約2割の都道府県、市町村が、地方債の延長以外の要望が「ある」と回答。
- 要望内容は、「交付税措置率の更なる引き上げ」等。

地方債の特別の配慮期間の延長以外の要望について



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

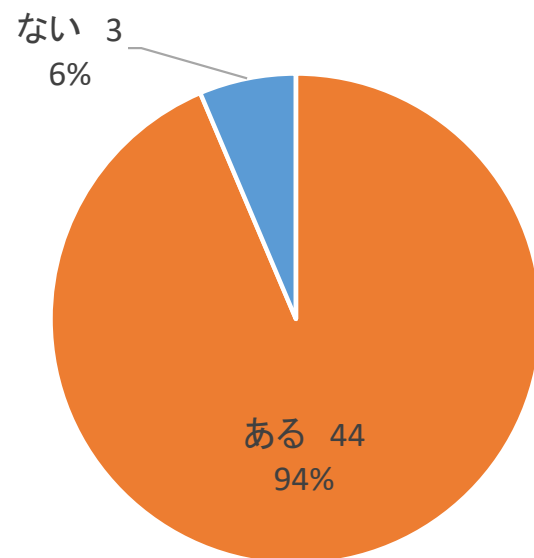
7. 防災工事の環境配慮

7 防災工事の環境配慮

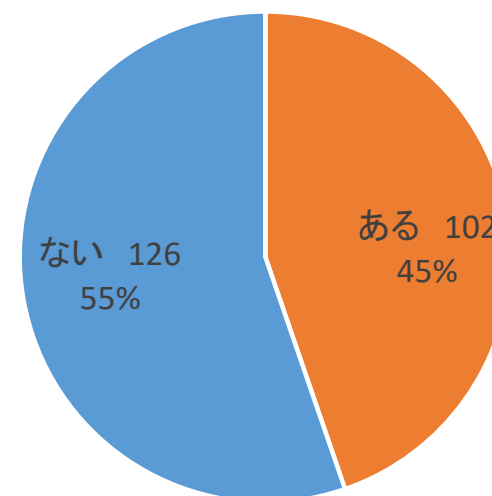
(1) R3年度以降に防災工事(廃止工事を除く)に着手した防災重点農業用ため池があるか

○9割超の都道府県、約5割の市町村が、(ため池工事特措法施行後の)R3年度以降に防災工事(廃止工事を除く)に着手した防災重点農業用ため池が「ある」と回答。

R3年度以降に防災工事(廃止工事を除く)に
着手した防災重点農業用ため池があるか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



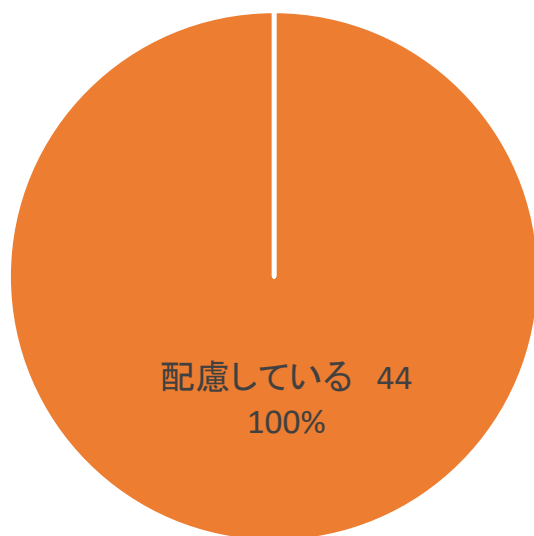
※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

7 防災工事の環境配慮

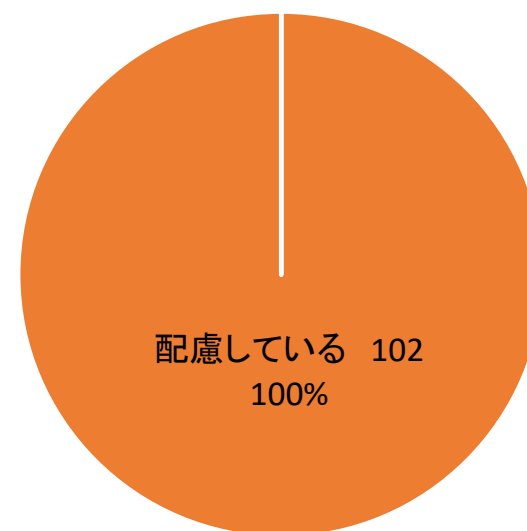
(2) 防災工事の実施に当たって、「環境との調和」に配慮しているか。

- R3年度以降に防災工事に着手した全ての都道府県、市町村が、環境との調和に「配慮している」と回答。
- 環境との調和に「配慮している」とした都道府県、市町村の実施内容は、「生物への影響の低減（設計時：希少種の有無を現地調査・聞き取り調査、施工時：配慮が必要な動植物は一時的に移動等の対応。）」、「希少種への影響を抑えるため、施工範囲の工夫・再検討」、「ため池堤体法面での植生シートの使用」、等。

防災工事の実施に当たって「環境との調和」に配慮しているか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



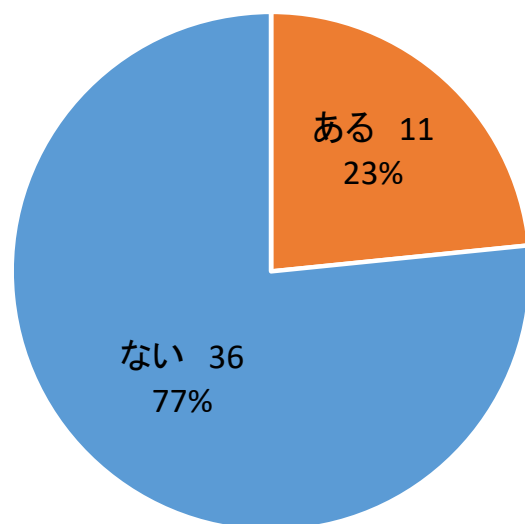
※該当する市町村の数(n=102)、割合
(市町村回答)

7 防災工事の環境配慮

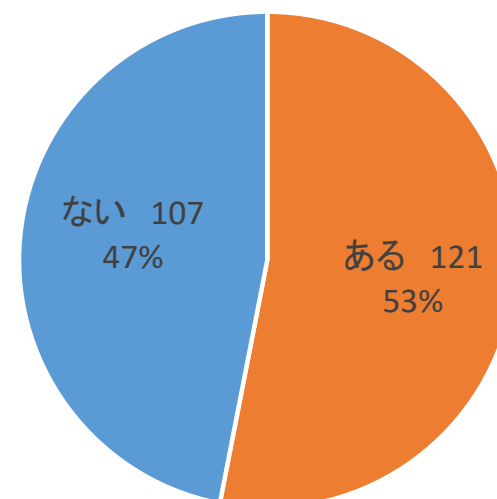
(3) R3年度以降に廃止工事に着手した防災重点農業用ため池があるか

○約2割の都道府県、約5割の市町村が、
R3年度以降に廃止工事に着手した防災重点農業用ため池が「ある」と回答。

R3年度以降に廃止工事に着手した防災重点農業用ため池があるか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



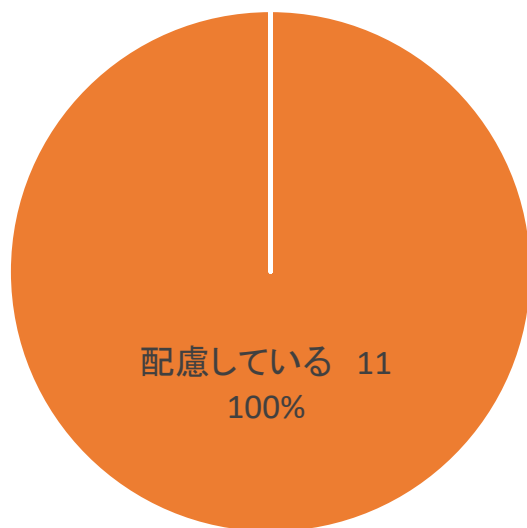
※該当する市町村の数(n=228)、割合
(市町村回答)

7 防災工事の環境配慮

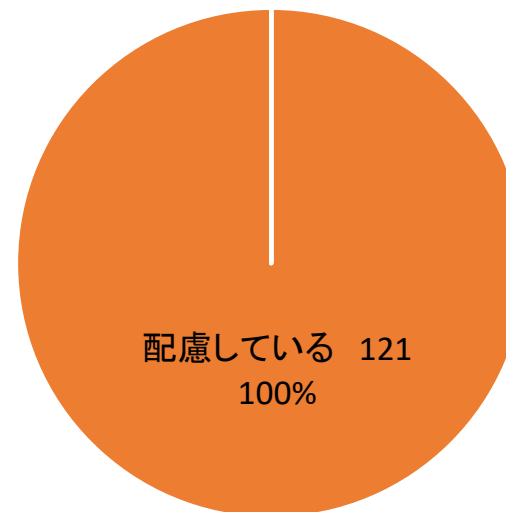
(4) 廃止工事の実施に当たって、「環境との調和」に配慮しているか。

- R3年度以降に廃止工事に着手した全ての都道府県、市町村が、環境との調和に「配慮している」と回答。
- 環境との調和に「配慮している」と回答した都道府県、市町村の実施内容は、工事着手時(落水時)に「ため池内生物の在来種保護及び外来種駆除を実施」、「生物のすみ処となる水域の一部を残す」等。

廃止工事の実施に当たって「環境との調和」に配慮しているか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)



※該当する市町村の数(n=121)、割合
(市町村回答)